

平成25年1月7日

民間保育所のある市町 保育主管課長 様

三重県健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課長

『『保育所運営費の経理等について』の運用等について』
の一部改正に伴う留意事項等について

表題の通知改正に伴い、平成23年度決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えており、なお平成24年度決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えることとなった(すなわち2期連続して当期末支払資金残高が当該年度運営費収入の30%超となった)場合、その保育所については、平成25年度の民改費全額の加算を停止する措置がとられることを11月9日付け事務連絡でお知らせしたところです。

これを受けて、三重県においては下記のとおり取り扱うこととしますので、管内の民間保育所に対し周知及びご指導をいただくようよろしくお願いいたします。

記

- 1 前年度決算において当期末支払資金残高が当該年度運営費収入の30%を超えることとなった保育所が、翌年度中に、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなどの支出を行う際に前期末支払資金残高の取り崩しが発生した場合には、取り崩し後すみやかに、別添様式により県に発生報告を行うこと。
- 2 前期末支払資金残高の取り崩しに当たっては、理事会の承認を経たうえで行うこと。
- 3 この取扱いは平成24年度から適用する。

第 号
平成 年 月 日

報 告 書

三重県健康福祉部子ども・家庭局長 あて

施 設 名

施設長名

㊞

平成 年度において、施設の安定経営確保のための計画に基づき、以下のとおり支出を行いましたので報告します。

記

1. 支出額 円

支出内訳（具体的に支出科目を記入すること）

（例）人件費積立資産 円

備品等購入積立資産 円

保育所施設・設備整備積立資産 円

その他（具体的に記載） 円

2. 前期末支払資金残高取り崩し額 円

※添付書類

1. 理事会議事録（取り崩し等について決議したことがわかるもの）
2. 積立資産にかかる計画（様式任意）